

令和8・9年度

小規模修繕契約希望者登録

申請要領

令和8年1月

宇佐市総務部行財政経営課

令和8・9年度宇佐市小規模修繕契約希望者登録を申請される方へ

宇佐市が発注するその内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易な修繕で、1件の契約金額が50万円を超えない小規模な修繕（自ら履行する者に限る。）を希望する方の登録を行います。

1 登録できる者

- (1) 市内に本社、本店を有する法人
- (2) 市内に住所を有する個人事業主

2 登録できない者

- (1) 市内に本社、本店を有しない法人又は市内に住所を有しない個人事業主
- (2) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者
- (3) 登録を希望する業種に必要な資格、許認可等を有しない者
- (4) 納付すべき市税又は上水道料金（簡易水道を含む。）若しくは下水道使用料（農業集落排水及び特定環境保全公共下水道を含む。）を完納していない者
- (5) 競争入札参加資格名簿（工事）に登載されている者
- (6) 暴力団その他契約発注の相手方として不適当と認められる者

3 登録者の取扱い

審査の結果、認定したものを小規模修繕契約希望者登録名簿に登録します。

認定された方は宇佐市が発注する小規模な修繕契約の際に業者選定の対象となりえますが、業者選定や契約を約束するものではありませんのでご承知ください。

業者選定に関しては、1件の修繕ごとに複数の業者に見積書の提出を依頼しますので、見積金額が最も低い業者が受注することになります。

なお、見積書の提出に要する経費は見積者の負担となります。

4 緊急対応登録者の取扱い

夜間及び休日（以下「時間外」という。）の緊急対応が可能であると登録を申請し審査の結果、認定されたものは小規模修繕契約希望者登録名簿の緊急対応登録者として登録します。

時間外に小規模修繕が発生した場合は、緊急対応登録者の中から業者選定することになります。

なお、時間外の発注（見積り依頼を含む。）に対し、連絡が取れない場合又は正当な理由がなく拒否した場合は、緊急対応登録者の登録を取り消すことがあります。

5 対象となる契約

次の登録種別の中から5つまで申請できます。一括下請はできませんので、自ら施工できる範囲で申請してください（登録種別分類表が別途あります。）。

区分	登録種別
建築関係	①屋根・金物 ②壁・防水 ③鋼製建具 ④木製建具 ⑤内装 ⑥ガラス ⑦畳 ⑧錠鍵 ⑨塗装 ⑩大工 ⑪左官
土木関係	①土木
設備関係	①電気設備 ②空調設備 ③給水・排水・衛生設備 ④通信設備
その他	上記以外の簡便な修繕

※自動車の修繕を除く。

6 申請書の提出先・受付期間等

- (1) 場所: 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1
宇佐市 総務部 行財政経営課 (本庁舎3階)
TEL 0978-32-1111(内線 3381・3382) 【直通:0978-27-8117】
※他課(支所、出張所を含む。)に提出することのないよう特に注意してください。
- (2) 期間: 令和8年2月2日(月)から2月27日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (3) 時間: 午前8時30分から午後5時まで (時間厳守)
(12時15分から13時を除く。)
※郵便等による場合は、令和8年2月27日(金)午後5時必着とします。
- (4) 方法: 行財政経営課に直接持参又は郵便等により提出してください。
郵便等により提出する場合は、封筒に「小規模修繕契約希望者登録申請書在中」と朱書するとともに、書留郵便等配達の記録が残るもので送付してください。なお、市の受付票が必要な者は、受付票用の返信用封筒(あて先明記・110円切手貼付)を同封してください。

7 提出書類

- (1) 宇佐市小規模修繕契約希望者登録申請書(様式第1号)
- (2) 法人の方: 登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)
個人の方: 住民票
※上記いずれも申請日前3か月以内に発行されたもの(写し可)
- (3) 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書(様式第2号)
- (4) 誓約書(様式第3号) (※ 個人の方のみ提出)
- (5) **市税並びに上水道料金、下水道使用料等納付状況調査同意書** (様式第7号)
※ 滞納が確認された場合においては、**令和8年3月19日(木)**までに完納したことを証明するもの(領収書等)を行財政経営課へ提出すること。
- (6) 業務の履行に当たって、法令の定めにより許可、免許又は登録が必要な場合はその許可書等の写し (※ 該当者のみ提出)
- (7) 受付表

8 申請書及び登録種別分類表

宇佐市ホームページからダウンロードできます。

9 登録の有効期間

入札参加資格は令和8・9年度の2年間有効とする。

ただし、令和9年2月中に資格の継続に必要な書類を提出すること。

10 登録名簿の公開

登録名簿は、府内に公開するほか透明性を図る観点から一般の閲覧に供します。
(市ホームページへ掲載する場合もあります。)